

19世紀末ロンドンにおける リヴァリ・カンパニーの技術教育振興策 ——王立委員会の分析を中心として——

松 本 純

目 次

- 一 はじめに
- 二 「シティのリヴァリ・カンパニーに関する王立委員会」の構成員
- 三 リヴァリ・カンパニーとはいがなる団体であったのか
 - (1) リヴァリ・カンパニー前史
 - (2) 19世紀末ロンドンにおけるリヴァリ・カンパニーの構造、特権、収入・支出
 - ① 構造
 - ② 特権
 - ③ 収入・支出
- 四 リヴァリ・カンパニーをめぐる利害対立の様相
 - (1) 王立委員会の結論
 - (2) リヴァリ・カンパニー側の主張
- 五 小括

— は じ め に

本稿の課題は、19世紀のイギリス技術教育史上、斬新な改革を推進した民間団体、ロンドン・シティ・ギルド協会 (City and Guilds of London Institute, 1878年設立)を設立・運営した、ロンドンのリヴァリ・カンパニー (Livery Company)¹⁾がいがなる性質の団体であったのか、その一端を明らかにすること

1) 元来は中世に端を発する特権ギルドで、後に設立勅許状により認可を受けて、法人格を持つに至った同業者組合。

にある。

ヴィクトリア時代（1837～1901年）のイギリスでは、保守党・自由党の二大政党政治の下で、様々な社会的経済的改革が行われた。ところが、かのディズレイリもグラッドストンも、改革のメスを入れるために苦労したと言われているのが、ロンドンの地方自治の集権化、さらに、シティを支配するシティ・コーポレーション（City Corporation）²⁾と、それを構成したリヴァリ・カンパニーの改革であった³⁾。なぜ、これらの改革が思いどおりに進まなかつたのかについて、通説に基づくならば以下の根拠が考えられる。すなわち、第一に、当時の国政の関心が概して帝国膨張に向けられていたこと、第二に、当時のロンドンが自治体を兼ねている多数の教区（vestry）等によって構成され、あまりにも複雑な行政体系を呈していたこと、さらに第三に、シティ・コーポレーションとリヴァリ・カンパニーの中世からの歴史と伝統が、改革への妥協を許さなかつたことであった。しかし、地方行政改革の必要性は、開明的な意思を有する個々人のレベルでは1830年前後から徐々に、主張されていた⁴⁾。ジョン・ステュアート・ミルも、長らくロンドン行政の分裂状態を嘆いていた一人であった⁵⁾。やがて1876年、議会レベルでリヴァリ・カンパニーの所得や固定資産の調査をすべきとの主張が出て来るにいたって、カンパニーは改革を余儀なくされた⁶⁾。別稿で明らかにしたように、1878年に毛織物仕上げ工カンパニー（Clothworkers' Company）、絹物商カンパニー（Mercers' Company）、毛織物商カンパニー（Drapers' Company）を中心に、ロンドン・シティ・ギルド協会という技術教育振興団体が設立されたが、これは、カンパニーが自らの特権や資産を保持するために、その大義名分として教育投資活動に着手した結果であった⁷⁾。

2) テムズ川北岸に位置する商業・金融の中心地、シティ（City of London）の行政全般を支配した自治体。

3) I. G. Doolittle, *The City of London and its Livery Companies*, Gavin Press, 1982, pp. 71-73.

4) *Ibid.*, p. 92.

5) *Ibid.*, p. 77.

6) *Ibid.*, p. 93.

以上のような社会状況において、グラッドストンが1880年に政権を取ると(第二次グラッドストン内閣、1880~85年)，王立委員会を設置して議会がカンパニーに関する詳細な情報を得ることが急務とされた。こうして設立された王立委員会こそ、1880年、当時の内務大臣(Home Secretary)、ウィリアム・ハーコート(Sir William Harcourt)によって設立が宣言された「シティのリヴァリ・カンパニーに関する王立委員会(Royal Commission on the City of London Livery Companies)」であった。同王立委員会に関して、かつて分析を行ったドリトル(I.G. Doolittle)によると、委員会の証言者のみならず、その構成員同士でも意見の対立が生じたため、委員会が報告書を提出した1884年以降も、リヴァリ・カンパニーの特権や資産を規制する法の制定はなかなか円滑に進まなかった。とは言え、この王立委員会が明らかにした事実によって、各リヴァリ・カンパニーが一層教育投資をはじめとした慈善活動を行うようになったことも指摘されている⁸⁾。

そこで、本稿では、19世紀末ロンドンのリヴァリ・カンパニーの実態を明らかにする目的で、「シティのリヴァリ・カンパニーに関する王立委員会」の報告書に基づいて分析を行う。第一に、「シティのリヴァリ・カンパニーに関する王立委員会」がどのようなメンバーで構成されたのか、そして第二に、当時のリヴァリ・カンパニーの構造、特権および収入・支出の実態を明らかにしたい。これらに基づいて第三に、カンパニーの特権、収入・支出をめぐって王立委員会内部でいかなる意見が対立していたか、その内容を分析する。最後に、カンパニーがどのような事実を根拠に、自らの存立意義を強調したのかについて考察したい。以上を論じることによって、先行研究ではほとんど明らかにされてこなかった、19世紀末のリヴァリ・カンパニーの実態の一端を浮き彫りにする所存である⁹⁾。

7) 拙稿「一九世紀末イギリス中小商工業者に対する技術教育振興活動の試み—ロンドン・シティ・ギルド協会の活動を中心に—」『経営史学』第36巻第2号、2001年、54-57頁。

8) Doolittle, *op. cit.*, pp. 95-102.

二 「シティのリヴァリ・カンパニーに関する王立委員会」の構成員

以下では、本稿が依拠する「シティのリヴァリ・カンパニーに関する王立委員会」の構成員について、述べることにしたい。「シティのリヴァリ・カンパニーに関する王立委員会」の構成員に関しては、表1に示されているとおりである。

この委員会の構成員はカンパニーの権限を擁護する保守派と、カンパニーの改革を主張する革新派の、いわゆる「混成部隊」であったため、報告書の作成にあたって合意を得ることがきわめて困難であった。例えば、ロスチャイルド (Sir Nathaniel Mayer de Rothschild), ウォーターロウ (Sir Sydney Hedley Waterlow), コットン (Sir William James Richmond Cotton) はカンパニーの利害を代表する人物であり、ラッセル (Francis Charles Hastings Russell) やコールリッジ (Sir John Duke Coleridge) らはカンパニー同様に広大な資産を所有していた。一方、ジェームズ (Walter Henry James), ファース (Joseph Firth Bottomley Firth), バート (Thomas Burt) は自ら公然と認めたカンパニーの「敵」で、¹⁰⁾ 特にファースはカンパニーに対する非難の文章を数々の雑誌に掲載していたことで知られていた。¹¹⁾ 以上の構成員の間で、最終的にカンパニー改革を

9) 周知のように、先行研究ではリヴァリ・カンパニーに先行する同業者団体、ギルドの発展・解体の歴史について、優れた著作が生み出されている。例えば、古くは L. Brentano, 'On the History and Development of Gilds and the Origins of Trade Unions', in T. Smith, *English Gilds*, 1870. で、ギルドの起源・発展・崩壊と、それに続く労働組合の形成に関して扱われた。また、20世紀に入ってから、G. Unwin, *Industrial Organization in the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, Clarendon Press, 1904 (樋口徹訳『ギルドの解体過程』岩波書店, 1980年) が発表され、クラフト・ギルドの崩壊過程に新たな解釈が加えられることになった。さらに近年では、坂巻清『イギリス・ギルド崩壊史の研究—都市史の底流—』有斐閣, 1987年が出版され、ギルド、さらに18世紀に至るまでのリヴァリ・カンパニーに加えて、それらと都市の政策主体との関連に至るまでの歴史が詳細に分析された。だが、いずれの研究も、「ギルドの解体」を扱っているという問題提起の性格上、19世紀のカンパニーの実態については正面から扱っていない。

10) Lewis T. Dibdin, *The Livery Companies of London-being A Review of the Report of the London Livery Companies' Commission*, Hamilton, Adams, and Co., 1886, pp.12-13.

11) Royal Commission, *The London City Livery Companies' Vindication*, Gilbert and Rivington, 1885, p. 7.

表1 「シティのリヴァリ・カンパニーに関する王立委員会」の構成員

構成員氏名	生没年	学歴・主な職歴等
Edward Henry Stanley (15 th Earl of Derby)	1826-1893	Rugby→Trinity College, Cambridge 1852年以降、三度内閣を組織したダービーの息子。植民地相(1858-9年), 第二次ダービー内閣, 外相(1866-8年, 第三次ダービー内閣及び第一次ディズレイリ内閣, 1874-8年, 第二次ディズレイリ内閣), 植民地相(1882-5年, 第二次グラッドストン内閣)
Francis Charles Hastings Russell (9 th Duke of Bedford)	1819-1891	議員(1847-72年) 王立農業協会会長(1879年)
Robert Lowe (Viscount Sherbrooke)	1811-1892	Winchester→University College, Oxford Times紙論説委員(1850年), 商務省副長官・大蔵省主計長官(1855-8年), 教育委員会副委員長(1859-64年), 蔵相(1868-73年), 内相(1873-4年)
Sir John Duke Coleridge (1 st Baron Coleridge)	1820-1894	Eton→Balliol College, Oxford 高等法院首席裁判官 自由党議員(1865-73年)
Richard Assheton Cross (1 st Viscount Cross)	1823-1914	Rugby→Trinity College, Cambridge 保守党議員(1857-62年), 内相(1874-80年, 1885-86年), インド植民地相(1886-92年), ヴィクトリア女王の親友であったと言われる。
Sir Nathaniel Mayer de Rothschild (2 nd baronet, 1 st Baron Rothschild)	1840-1915	銀行家・慈善家 自由党議員(1865-85年)
Sir Sydney Hedley Waterlow (1 st baronet)	1822-1906	印刷業・文房具商を営む家に生まれる。 印刷会社社長(1877-95年), ロンドン市参事会員(1863-83年), ロンドン市長(1872年), 文房具商カンパニー理事会会長(1872-3年), 自由党議員(1868-9, 1874-85年)
Sir William James Richmond Cotton	1822-1902	保守党議員(1874-1885年), ロンドン市長(1875年) その他, ロンドン学務委員会役員, ロンドン市参事会員・州長官を歴任。
Albert Pell	1820-1907	Rugby→Trinity College, Cambridge 農学者 保守党議員(1868-85年), 王立農業協会委員会員(1886年)
Walter Henry James (2 nd Baron Northbourne)	1846-1923	自由党議員(1874-1893年)
Joseph Firth Bottomley Firth	?	?
Thomas Burt	1837-1922	労働組合主義者 ノーザンバーランド鉱山業者相互信用協会書記長(1865-1913年, general secretary of the Northumberland Miners' Mutual Confidence Association), 自由党議員(1874-1918年), 商務相(1892-5年)

(出所) *City of London Livery Companies' Commission Report and Appendix* (以下, *Commission Report*と略記), Vol. I, 1884, C. 4073, p. 1.; *Dictionary of National Biography*, Oxford University Press, passim.; *Who was Who*, A&C Black and Oxford University Press, passim.

奨励する主旨で妥協がなされたが、それでも最終報告書が作成された時点で、クロス (Richard Assheton Cross), ロスチャイルド, コットンの3名は署名を拒否した。¹²⁾ 後述するように、中でもコットンは「抗議文 (Protest)」という形で独自の報告書を提出している。ただし、保守派の中でもウォーターロウという人物が、かなり異彩を放つ存在であったことには注目しなければならない。ウォーターロウは、文房具商・毛織物仕上げ工の両カンパニーの会長職を務め、ロンドン市長の経験も持つ人物で、完全にカンパニー側を擁護する立場にあった。彼が王立委員会の構成員として招かれた理由も、シティやカンパニーの情勢を熟知していたからであった。¹³⁾ しかし、ウォーターロウはカンパニーの改革には意欲的であった。それは彼の持論、すなわち「カンパニーを崩壊させるのではなく、カンパニーが善事をなす可能性を高めるべく、カンパニーを扱うことが望ましい」という考えが背景にあったものである。¹⁴⁾ 彼はこの王立委員会の設置に前後して、前述のロンドン・シティ・ギルド協会の設立にも深く関わっていた。

以上のように構成員内で意見の対立が存在したにもかかわらず、王立委員会は閉鎖的なカンパニーの活動内容や資産管理状況を公表しようとした。言うまでもなく、王立委員会設置の目的はカンパニー運営に透明性を持たせて、ロンドン行政の民主的かつ能率的運営を図ることであった。委員会が調査した内容は、以下の四点であった。すなわち、第一に、各カンパニーの設立に関する状況、具体的には設立の背景、設立年月日、設立目的、その目的の達成状況、第二に、カンパニーの構造に関する状況、すなわちカンパニーの統治機構の構造・権利、構成員の入会・現状の人数について、第三に、カンパニー内部で雇用されている者に関する状況、給与・採用・義務について、第四に、カンパニーの資産運用についてであった。¹⁵⁾ そこで以下では、「シティのリヴァリ・カンパニ

12) George Smalley, *The Life of Sir Sidney H. Waterlow*, Edward Arnold, 1909, p. 165.

13) *Ibid.*, p. 163.

14) *Ibid.*, p. 167.

ーに関する王立委員会」が調査した内容に基づいて、当時のリヴァリ・カンパニーにおける実態の一端を明らかにしていきたい。

三 リヴァリ・カンパニーとはいかなる団体であったのか

(1) リヴァリ・カンパニー前史¹⁶⁾

リヴァリ・カンパニーの起源は、周知のように、中世のイギリス全域に散在していたギルドに遡ることができる。ギルドで葬祭に関する儀式が行われた際に、「リヴァリ (livery)」と呼ばれる制服に身をまとった正装が義務付けられていたのが、「リヴァリ・カンパニー」という語の起源である。中世のギルドは社会的もしくは宗教的互助活動を行う団体 (social or religious guilds) と、域内の営業活動に関する特権を掌握する団体、いわゆるクラフト・ギルド (craft guilds) とに大別された。¹⁷⁾ いずれのギルドも、成員が支払う入会金、年会費、寄付金に基づいて運営されていたが、資金は概して、ギルドホール (guildhall) と呼ばれる会館の維持費、葬祭事業費、人件費、成員の未亡人・遺児の救貧費などにあてられ、特にクラフト・ギルドの場合には、以上に加えて当該業種の徒弟訓練費、ビジネスを志す青年を対象にした事業支援費といった目的にもあてられた。¹⁸⁾

とりわけ大都市ロンドンのギルドは、互助団体としての側面以外に、別の側面を強力に持っていたことに特殊性があった。すなわち、ロンドンのギルドは中世以来、何世紀にもわたって、「コモン・ホール (Common Hall)」という組

15) *City of London Livery Companies' Commission Report and Appendix* (以下, *Commission Report* と略記), Vol. I, 1884, C. 4073, pp. 1-2.

16) かつて大塚史学では、農村をルーツとした近代資本主義の確立を解明する問題意識に基づいて、「都市の織元」が「農村の織元」の成長を抑止する目的で都市におけるギルド規制やカンパニーが形成されたものと捉えた。本稿は、大塚史学の視点とは異なり、あくまでロンドンという一都市の中でカンパニーが果たした組織的役割に注目する。したがって、リヴァリ・カンパニー前史を述べるにあたって、ここでは大塚史学における都市カンパニーの位置付けにはあえて言及しないことを断わっておく。

17) *Commission Report*, Vol. I, 1884, C. 4073, p. 8.

18) *Ibid.*, p. 11.

織を通じ、地方行政の主体としての側面を根強く持ち続けていた。¹⁹⁾ 「コモン・ホール」は、市参事会(Court of Alderman)とともに、ロンドン市長(Lord Mayor)その他の要職を選出する権利を有する機関であった。13世紀末以降でロンドン市長に就任した者は、絹物商ギルド(Mercers' Guild), 金細工師ギルド(Goldsmiths' Guild)といった有力ギルドに必ず所属していたとも言われている²⁰⁾ さらに14世紀になると、ギルドの上層部の者は市参事会員を兼任することが多くなり、有力ギルドが市政を支配していると言っても過言ではなかつた。さらに、各ギルドはそれぞれの業種で、ロンドン全域の商工業を監督する強大な権限を持っていた。この時期に、ロンドンのギルドは王権から設立勅許状(Royal Charter)を受け取って法人化(incorporation)し、「リヴァリ・カンパニー」と呼ばれるようになったのである。²¹⁾

ところで、14世紀という時代は、ロンドンがイングランドの商工業の一大中心地となった時代であった。被服製造、製鉄、武具製造、貴金属製造といった製造業が成功を収める一方、北欧向けの貿易港としても栄えた。ギルドホールは、地方都市や海外から来た商人が集まる取引所(exchange)となり、時としてカンパニーは、中央政府の重商主義政策に関する諮問機関としての役割をも担つた。さらに、カンパニーは市場の参入規制、商品の品質管理、徒弟制度(apprenticeship)を通じての人材訓練に関して、すべての権利を掌握した。²²⁾

だが一方で、カンパニーが徐々に崩壊の条件を内包することとなったのも事実である。²³⁾ その厳格な規制ゆえに、時としてカンパニーは熟練工(artizan)と

19) *Ibid.*

20) *Ibid.*, p. 12.

21) *Ibid.*

22) *Ibid.*, p. 13.

23) 坂巻清、前掲書、99-109頁によれば、絶対王政期のカンパニーにおける崩壊の条件について、内的条件の第一として、カンパニー内の商業的企業家層が広範な商業活動を展開するべく規制を弛緩させたこと、第二として、カンパニー内部の経済関係が流動的であったことをあげ、一方外的条件としては、第一にロンドンの社会的経済的発展、第二に都市や国王への権力集中、第三に1540年代の寄進礼拝堂没収令施行によるカンパニーの世俗化を指摘している。

利害を異にした。また、ロンドンが郊外へ地理的拡大を遂げるにつれて、カンパニーがロンドンの商工業全体を統制することが不可能になり、その監督の意義が問われることになった²⁴⁾。さらに、後述するように、カンパニーの構成員間で、職業の多様化が進んだ。こうした事情から、テューダー朝の絶対王政時代を通じて、各カンパニーはその名称に現れている業種の監督機能を徐々に失い、各業種との直接の関連を持たなくなつていった²⁵⁾。にもかかわらず、カンパニーはシティの行政主体として王権に癒着することによって存立意義を確保し、存亡の危機を脱したのである。この時代以降、カンパニーはシティ、さらにロンドンの行政主体という地位を「武器」として、18世紀、19世紀と莫大な資産を保持し続けたのであった。

(2) 19世紀末ロンドンにおけるリヴァリ・カンパニーの構造、特権、収入・支出

① 構造

カンパニーは、「フリーマン (freeman)」(または「フリーウーマン (freewoman)」、以下、「フリーマン」と述べた箇所は、例外なく「フリーウーマン」にも該当することとする)、および「リヴァリ」、統治機関である「理事

24) *Commission Report*, Vol. I, 1884, C. 4073, pp. 13-14.

25) *Ibid.*, pp. 19-20によると、以下の表に示されるカンパニーについては、1884年当時においても、依然としてその名称を冠する業種に対する統制の権限を部分的に保持していた。

カンパニー	権限の内容
魚商カンパニー (Fishmongers' Company)	市場で使用される計量器の指定・支給、魚の品質検査
金細工師カンパニー	商品の検定・刻印
葡萄酒商カンパニー	外国製ワインの販売許可、ロンドン・ドックの荷役夫の雇用
薬剤師協会 (Society of Apothecaries)	薬剤師免許の交付、これに関する刑罰の執行、研究所の管理
銃製造工カンパニー (Gunmakers' Company)	試験所の所有、商品の認定・刻印
公証人カンパニー (Scriveners' Company)	認定試験の実施
書籍文房具商カンパニー	刊行物の登録、出版業務の実施

会 (court of assistants)」の役員の、全部で三種類の構成員から成り立っていた。²⁶⁾

まず、「フリーマン」について述べよう。カンパニーにおいて「フリーマン」となることは、カンパニーの会員権を獲得するという意味が込められていた。そして、「フリーマン」となるためには、二つの制度のいずれかを経る必要があった。そのひとつが徒弟制度、もうひとつが相続制度 (patrimony) であった。²⁷⁾ 徒弟制度は、各カンパニーの理事会が定めた内規にしたがって運営された。内規で、徒弟の奉公条件 (term of service), 指導料 (premium), 身分および職分 (status and duty) が規定された。徒弟は通常、7年間の奉公に従事するという契約を当該カンパニーの「フリーマン」と交わした。その年季が終了した時点で、徒弟はそのカンパニーの「フリーマン」となる権利を得、カンパニーの所有する会館で行われる儀式を通じて、「フリーマン」の地位が与えられた。²⁸⁾ 一方、相続制度は、「フリーマン」の嫡出子が、自動的に「フリーマン」となる権利を得ることであった。この場合も、徒弟制度同様に、会館で行われる儀式を通じて「フリー」な身分が授与された。

ただし、19世紀末においては、当該カンパニーの名称とは異なる業種の徒弟年季を終えた者でも、そのカンパニーの会員となることができた。また、相続制によってカンパニーに入会した者は必ずしも、カンパニーの名称どおりの職業に就くとは限らなかった。したがって、カンパニーの構成員には、その名称と異なる職に就いている者や目下何の職業に就いていない者さえも含まれ、カンパニーの構成員間の職業は徐々に多様化していたと言う。²⁹⁾ なお、徒弟制度、および相続制度以外に、「買受(redemption)」や「名誉を称えての選任(election honoris causa)」によって、カンパニーの名称どおりの職業に就いているかどうかを問わず、そのカンパニーの「フリーマン」となる場合もあった。

第二に、「フリーマン」の上層の身分として位置付けられていたのが、「リヴァ

26) *Ibid.*, p. 20.

27) *Ibid.*

28) *Ibid.*

29) *Ibid.*

表2 各カンパニーにおける「リヴァリ」の人数（1882年）：ゴシック体は12大カンパニー

カンパニー	人数	カンパニー	人数
魚商 (Fishmongers)	452	革帶屋	69
馬具金物師	386	調理師 (Cooks)	69
小間物商	373	白鐵細工師	69
眼鏡製造工 (Spectaclemakers)	356	錫鍍金工 (Tinplate Workers)	68
書籍文房具商	260	染色工	66
毛織物商	237	鳥屋 (Poulters)	65
施盤工 (Turners)	193	具足師	64
葡萄酒商	193	鍛冶屋	63
商人仕立屋	188	フェルト帽製造工	59
パン屋	187	宿屋 (Innholders)	59
食料品雑貨商	178	時計製造工	51
船大工	171	トランプ製造工	50
毛皮屋	150	薬剤師協会 (Society of Apothecaries)	50
金細工師	143	醸造業者	49
桶屋 (Coopers)	139	漆喰塗工	48
肉屋	139	金物屋	46
毛織物仕上げ工	132	刺繡工	44
塩商	119	ガラス屋 (Glass Sellers)	43
鞣皮屋 (Leathersellers)	117	鉛細工師	40
塗師	115	ガラス工	39
大工	108	鋳型製造工 (Pattern Makers)	39
針製造工	107	針金製造工	37
コウチ製造工 (Coachmakers)	106	機械編物工	35
獸脂蠟燭屋 (Tallowchandlers)	101	音楽家 (Musicians)	34
靴工	100	室内装飾工 (Upholders)	33
鋳物工	98	公証人 (Scriveners)	31
絹物商	97	弓師 (Bowyers)	29
鞣皮仕上げ工	93	石工	29
車大工 (Wheelwrights)	92	バスケット製造工	28
理髪師 (Barbers)	92	蒸留酒屋 (Distillers)	28
刃物屋	89	蠟燭屋 (Wax Chandlers)	27
果物商 (Fruiterers)	87	銃製造工 (Gunmakers)	26
鞍師	84	羊毛商 (Woolmen)	22
扇製造工 (Fanmakers)	82	矢製造工 (Fletchers)	16
指物師	79	手袋製造工	14
織布工	77	角細工師 (Horners)	7
タイル工・煉瓦積工	73	車力	5

(注) 上記の表におけるカンパニーの訳語は、基本的に G. Unwin, *Industrial Organization in the Sixteenth and Seventeenth Centuries* の邦訳書、樋口徹訳『ギルドの解体過程』岩波書店、1980年の表記に則った。同書で訳出されていない語に関しては、検討の上、英文表記を付しておいた。

(出所) *Commission Report*, Vol. I, 1884, C. 4073, p. 24.

リ」であった。「リヴァリ」は使用者（employer）であるか、相続または買受を経て入会した富者であるかのいずれかであった。「リヴァリ」には財産資格があって、その資格は前述の市参事会によって決められていた。その規定によれば、歴史と伝統のある12大カンパニー³⁰⁾については1,000ポンド以上の資産を有した者でないと「リヴァリ」となることはできなかった。³¹⁾なお、市参事会は、「リヴァリ」の人数を制限し、「リヴァリ」の高い地位を維持し、その地位の認定を行う単一の機関として位置付けられていた。

王立委員会の報告書は、1882年次における「リヴァリ」の具体的な人数を明らかにしている。これについては、表2に示したとおりである。12大カンパニー以外のカンパニーでも、12大カンパニーを凌駕する「リヴァリ」がいたことが読み取れる。あるカンパニーが他のカンパニーよりも多くの「リヴァリ」を擁しているということに、いかなる意味があるのかに関して報告書は何も明記していないが、以下の事実が推測される。第一に、「リヴァリ」の多いカンパニーはシティの中でも有力なカンパニーであり、そこに資産家の構成員が多く集まって、情報交換の場として利用されていたものなのではないだろうか。すなわち、既得権益である地代収入以外にも証券投資などを通じて、多額の動産を蓄積することに关心を持った「リヴァリ」が、あるカンパニーに集まって、そこを情報源のコミュニティとして利用していたことが考えられる。実際に、「リヴァリ」となった者には商業・金融業に携わる者、ビジネスに関わることを辞めて金利生活者となった者がほとんどであったと言われている。³²⁾第二に、「リヴァリ」の多いカンパニーは、そのカンパニー自体の構成員が多い、

30) 12大カンパニーとは、綢物商カンパニー (Mercers' Company), 食料品雑貨商カンパニー (Grocers' Company), 毛織物商カンパニー (Drapers' Company), 魚商カンパニー (Fishmongers' Company), 金細工師カンパニー (Goldsmiths' Company), 毛皮屋カンパニー (Skinners' Company), 商人仕立屋カンパニー (Merchant Taylors' Company), 小間物商カンパニー (Haberdashers' Company), 塩商カンパニー (Salters' Company), 金物屋カンパニー (Ironmongers' Company), 葡萄酒商カンパニー (Vintners' Company), 毛織物仕上げ工カンパニー (Clothworkers' Company) の、12のカンパニーを指す。

31) *Commission Report*, Vol. I, 1884, C. 4073, p. 21.

32) *Ibid.*, p. 25.

すなわち、当該カンパニーに帰属して徒弟訓練を受ける者が相対的に多かったため、当然の結果として「リヴァリ」の数も多かったのではないかという推論も成り立つ。したがって、「リヴァリ」の多いカンパニーは、ロンドンの産業構造上で重要な産業との関わりがあったとも考えられるのではないだろうか。

「リヴァリ」の多いカンパニーのうちに、書籍文房具商、パン屋、食料品雑貨商、肉屋など、人口の集中する大都市に不可欠な業種に関連したカンパニーが含まれていることにも注目すべきである。

さて、「リヴァリ」の上部に位置した第三の構成員は、「理事会」の役員であった。「理事会」はカンパニーに所属する有力な使用者と富者から成り、「理事会」役員の死亡によって欠員が生じた場合には、「リヴァリ」から新たな会員が選出された。「理事会」は、会長 (master), 上役幹事 (prime warden), 下役幹事 (junior warden : renter warden or bursar), そして多数の理事 (assistant) から成り立っていた。ちなみに、報告書が調査した当時、ロンドンで「理事会」の構成員に納まっていた者は、1,500名程であった³³⁾ カンパニーにおける、以上の制度的形式は15世紀頃に創造されたものと言われているが³⁴⁾ 王立委員会による調査時の19世紀末においても依然として旧態を留めたままであった³⁵⁾。

② 特権

19世紀末にいたって、カンパニーの構成員にはいかなる特権があったのであろうか。まず、「フリーマン」、および「リヴァリ」のいずれにも、貧困や老後に備えて、カンパニー所有の私設救貧院 (almhouse)，カンパニーの資金から捻出された年金手当が準備されていた。私設救貧院は通常、シティの境界内に建設されたカンパニーの会館に隣接されたが、19世紀に入ってロンドンの地価が高騰すると、カンパニーは私設救貧院を地価の低い地域に移転させ、シティ内の地価の高い私有地に関しては、倉庫や事務所の用地として一般に貸し

33) *Ibid.*

34) Unwin, *op. cit.*, Frank Cass, 1963, p. 41 (樋口徹訳, 前掲書, 56-57頁).

35) *Commission Report*, Vol. I, 1884, C. 4073, pp. 21-22.

付けていたと言う。³⁶⁾

だが、上記の福利厚生制度以上に、19世紀まで残存したカンパニーの特権として位置付けなければならないのは、何と言ってもロンドン市政の中でのカンパニーの卓越した地位であろう。既に述べたように、シティ・コーポレーションを通じシティの行政主体として、コモン・ホールを通じロンドン市政の要職の選任主体として、カンパニーは19世紀末になっても存立意義を保持した。

シティの行政機関、シティ・コーポレーションは、先行研究で明らかにされているように、長らくロンドンの地方行政改革を阻害する存在であった。その地方行政史上、初めてロンドン全域を統括する行政主体として設立されたのが、1855年の首都土木委員会（Metropolitan Board of Works）の設立であり、この首都土木委員会が後に、ロンドン・カウンティ・カウンシル（London County Council）となったことは知られている。³⁷⁾ 首都土木委員会の設立に尽力した枢密院の構成員、ホール（B. Hall）は、シティ・コーポレーションがロンドンの地方行政を後進的なものにしていると思っていた。ホールの見解では、首都土木委員会の設立以前、ロンドンはシティ・コーポレーション、78の教区、その他小規模な自治組織³⁸⁾など様々な機関の寄せ集めによって統轄され、特にシティ・コーポレーションは自らの利権に固執して、行政改革に強く反対を表明していた。シティ・コーポレーションは、自らが他の自治体の従属機関となって特権が剥奪され、組織が解体されてしまうことを恐れていたのである。³⁹⁾ したがってホールは、シティ・コーポレーションのシティにおける支配権を直接侵害せずに、ロンドンの行政改革に暫定的に着手する策を上程した。

36) *Ibid.*, p. 22.

37) G. Gibbon and R. W. Bell, *History of the London County Council 1889-1939*, Macmillan, 1939, p.27.

38) ケント、ミドルセックス、サリー地方を統轄していた治安判事（justice of the peace）、ロンドン全域の下水設備を管理していた都市下水監督官（Metropolitan Commissioners of Sewers）などを指す。

39) Gibbon and Bell, *op. cit.*, pp. 18-19.

結果として1855年、首都行政法（Metropolis Management Act）が制定され、ロンドン全域に影響を及ぼす大規模な土木事業の実施にのみ権限を持つ自治体として、首都土木委員会が設立されたのであった。この委員会は、新たに規定された23の教区と15の地区委員会（district board）の代表各1~2名、合計43名と、シティ・コーポレーションの代表、3名によって成り立っていた⁴¹⁾さらに付言すれば、1888年の地方自治法（Local Government Act）の制定で、ロンドン・カウンティ・カウンシルが創設された後も、シティ・コーポレーションは存続し、カウンシルは政策の意思決定の際、コーポレーションとの調整・合意を余儀なくされたのであった⁴²⁾。

コモン・ホールは、市参事会とともに、2名の市参事会員を選出し、そのうち1名をロンドン市長として任命する権利を有していた。既に述べたように、また、表3からもうかがえるように、19世紀に至っても、ロンドン市長に就任した者は例外なくカンパニーのメンバーであった。ロンドン市長は、州長官（sheriff）や収入役（chamberlain）、橋梁役（bridgemaster）といった要職を選出し、ロンドン行政の意思決定に重大な影響を及ぼした⁴³⁾表1で確認したように、「シティのリヴァリ・カンパニーに関する王立委員会」においてカンパニーの利害を代表した構成員のうち、ウォーターロウが1872年に、そしてコットンが1875年にロンドン市長を務めている。

③ 収入・支出

報告書は、アンケート調査を通じて、各カンパニーの1879年度の年間所得を明らかにした。この結果については、表4に示されている。全カンパニーの所得総額は、およそ75万~80万ポンドに上り、この額はほぼ同じ年次のオッ

40) *Ibid.*, pp. 23-24, また, R. Macleod (ed.), *The Government of Victorian London 1855-1889, The Metropolitan Board of Works, the Vestries, and the City Corporation*, Belknap Press of Harvard University Press, 1982, pp. 226-233, 237も参照のこと。

41) Gibbon and Bell, *op. cit.*, pp. 24-25, 28-30; 佐藤芳彦『近代イギリス財政政策史研究』、勁草書房、1994年、61頁。

42) *Public General Act*, 1888.

43) *Commission Report*, Vol. I, 1884, C. 4073, p.23.

表3 ロンドン市長とその所属カンパニー（1835～1885年）

年	市長	所属カンパニー
1835	W. T. Copeland	金細工師カンパニー
1837	J. Cowan	蠟燭屋 (Wax Chandlers) カンパニー
1839	Sir C. Marshall	宿屋 (Innholders) カンパニー
1841	J. Pirie	漆喰塗工カンパニー
1843	W. Magnay	書籍文房具商カンパニー
1845	J. Johnson	眼鏡製造工 (Spectaclemakers) カンパニー
1847	J. K. Hooper	葡萄酒商カンパニー
1849	T. Farncomb	獸脂蠟燭屋 (Tallow Chandlers) カンパニー
1851	W. Hunter	室内装飾工 (Upholders) カンパニー
1853	T. Sidney	革帶屋カンパニー
1855	D. Salomons	桶屋 (Coopers) カンパニー
1857	Sir R. W. Carden	刃物屋カンパニー
1859	J. Carter	時計製造工カンパニー
1861	W. Cubitt	魚商 (Fishmongers) カンパニー
1863	W. Lawrence	大工カンパニー et al.
1865	B. S. Phillips	眼鏡製造工 (Spectaclemakers) カンパニー
1867	W. F. Allen	書籍文房具商カンパニー
1869	R. Besley	馬具金物師カンパニー
1871	S. J. Gibbons	塩商カンパニー
1873	A. Lusk	眼鏡製造工 (Spectaclemakers) カンパニー et al.
1875	W. J. R. Cotton	小間物商カンパニー et al.
1877	T. Owden	宿屋 (Innholders) カンパニー et al.
1879	Sir F. W. Truscott	書籍文房具商カンパニー et al.
1881	J. W. Ellis	商人仕立屋カンパニー
1883	R. N. Fowler	眼鏡製造工 (Spectaclemakers) カンパニー et al.
1885	R. N. Fowler	眼鏡製造工 (Spectaclemakers) カンパニー et al.

(注) 表記に関しては、表2と同様。紙幅の関係上、1年おきの記述にとどめてある。

(出所) I. G. Doolittle, *The City of London and its Livery Companies*, Gavin Press, 1982, p. 173 (Appendix II).

クスフォードおよびケンブリッジ大学（以後、オックスブリッジと略記）の所得の総額を上回る額であったと言う。⁴⁴⁾ カンパニーの所得は、「理事会」の意思決定によって運用される法人所得 (corporate income) と、信託財産に帰属し、カンパニー創設者の遺志および政府や高等法院 (High Court of Justice) が規定

44) *Ibid.*, p. 26.

する法令に基づいて運用される信託所得（trust income）とに大別された。⁴⁵⁾

表4によって明らかとなる第一の点は、12大カンパニーはほぼ例外なく所得が多く、他のカンパニーと比べきわめて多額の信託所得があったということである。とりわけ、絹物商、毛織物商、小間物商（Haberdashers）、金物屋（Ironmongers）の各カンパニーは、総所得に占める信託所得の割合が多い。歴史と伝統のある12大カンパニーであるがゆえに、信託財産を多く所有していたと考えられる。表4を表2の「リヴァリ」の人数と比較してみると、資産の多寡とリヴァリの人数にはそれほど相関性がないことも分かる。ちなみに、12大カンパニーの中でも相対的に所得の多いカンパニーのうち、毛織物商、金細工師（Goldsmiths）、毛織物仕上げ工の各カンパニーは1870年代以降、特に教育投資活動に積極的なカンパニーであった。⁴⁶⁾ それから第二に、信託財産を持たないカンパニーや、総所得が1,000ポンドにも満たない額のカンパニーも存在した。これら所得の少ないカンパニーは、構成員によって支払われる入会金や年会費に依存して運営されていたと言う。⁴⁷⁾ 同じリヴァリ・カンパニーでも、資産の所有状況にはかなりの格差があったことが読み取れる。

カンパニーの所得は、具体的には、どのようにして獲得されたのであろうか。カンパニーは法人財産または信託財産として、広大な土地および、コンソル公債をはじめとする有価証券を所有していた。⁴⁸⁾ つまり、彼らの所得は、広大な土地を一般に貸し付けることによって得られる地代であり、また、有価証券の利子・配当金であった。特に所得のほとんどを占めていたのは、ロンドン近郊⁴⁹⁾ イングランド⁵⁰⁾ アイルランド⁵¹⁾においてカンパニーが所有した土地の地代であった。報告書が作成された1880年代前後はロンドンの地価が上昇し、ゆえに地代も高騰し、彼らの所得は増大の一途をたどっていた。⁵²⁾

45) *Ibid.*

46) 拙稿、54頁、表2を参照のこと。

47) *Commission Report*, Vol. I, 1884, C. 4073, p. 28.

48) *Ibid.*, p. 30.

49) Stratford, West Ham, Fulham, Hackney, Hammersmith, Lambeth, Islington, Notting Hill, Stoke Newington, Stepney, Walworth, Hoxton, Finsbury, St. Pancras, Southwark, Whitechapel.

表4 ロンドンのカンパニーにおける所得一覧 (1879 or 1880年)
:ゴシック体は12大カンパニー

単位:ポンド

カンパニー	総所得	法人所得	信託所得	カンパニー	総所得	法人所得	信託所得
綿物商	82,758	47,341	35,417	コウチ製造工 (Coachmakers)	1,179	1,179	0
毛織物商	78,654	50,141	28,513	眼鏡製造工 (Spectaclemakers)	1,134	1,089	45
金細工師	54,297	43,505	10,792	鳥屋 (Poulters)	1,050	620	430
魚商 (Fishmongers)	50,713	46,913	3,800	漆喰塗工	900	867	33
毛織物仕上げ工	50,458	40,458	10,000	鉛細工師	900	882	18
商人仕立屋	43,311	31,243	12,068	公証人 (Scriveners)	856	846	10
食料品雑貨商	38,236	37,736	500	タイル工・煉瓦積工	834	664	170
小間物商	29,032	9,032	20,000	船大工	833	833	0
毛皮屋	28,927	18,977	9,950	旋盤工 (Turners)	718	718	0
金物屋	22,447	9,625	12,822	鍛冶屋	684	684	0
塩商	21,040	18,892	2,148	弓師 (Bowyers)	590	550	40
鞣皮屋 (Leathersellers)	18,728	16,395	2,333	果物商 (Fruiterers)	470	467	3
醸造業者	18,639	3,157	15,482	音楽家 (Musicians)	400	400	0
大工	11,318	10,378	940	石工	400	400	0
鞍師	11,243	10,243	1,000	フェルト帽製造工	362	172	190
葡萄酒商	10,887	9,365	1,522	織布工	360	?	360
具足師	8,086	8,026	60	室内装飾工 (Upholders)	353	333	20
靴工	7,754	6,154	1,600	車大工 (Wheelwrights)	319	319	0
桶屋 (Coopers)	7,120	2,420	4,700	機械編物工	310	180	130
染色工	7,000	6,000	1,000	ガラス工	300	260	40
刃物屋	5,387	5,337	50	鋳型製造工 (Pattern Makers)	300	286	14
書籍文房具商	4,746	3,170	1,576	羊毛商 (Woolmen)	300	300	0
革帶屋	4,306	2,932	1,374	針製造工	250	250	0
薬剤師協会 (Society of Apothecaries)	3,898	3,398	500	扇製造工 (Fanmakers)	250	250	0
白鐵細工師	3,850	3,610	240	蹄鉄工	240	240	0
塗師	3,100	800	2,300	獸脂蠟燭屋 (Tallowchandlers)	220	?	220
銃製造工 (Gunmakers)	2,565	2,565	0	ガラス屋 (Glass Sellers)	190	100	90
調理師 (Cooks)	2,560	2,380	180	矢製造工 (Fletchers)	150	150	0
肉屋	2,021	1,389	632	手袋製造工	150	150	0
鋳物工	1,943	1,853	90	角細工師 (Horners)	100	100	0
パン屋	1,911	1,591	320	刺繡工	70(?)	?	70(?)
理髪師 (Barbers)	1,720	1,120	600	針金製造工	65	62	3
蠟燭屋 (Wax Chandlers)	1,605	1,375	230	バスケット製造工	61	61	0
宿屋 (Innholders)	1,547	1,327	220	トランプ製造工	50	50	0
指物師	1,312	1,312	0	錫鍍金工 (Tinplate Workers)	37	?	37
鞣皮仕上げ工	1,295	1,245	50	時計製造工	0	?	?
馬具金物師	1,267	1,267	0	蒸留酒屋 (Distillers)	0	?	?

(注) 表記については、表2と同様。

(出所) *Commission Report*, Vol. I, 1884, C. 4073, p. 26-28.

支出は、どのような使途でなされたのであろうか。結論から言えば、当時のカンパニーは、救貧、教育機関への助成、その他の福祉—聖職者の経営する学校への寄付や身障者の救済等—を目的に支出した。以上の支出のうち、特に教育機関への助成に注目したい。全カンパニーの信託所得総額の約20万ポンドのうち、約7万5千ポンドずつが救貧費と教育助成費にあてられ、残額の約5万ポンドがその他の福祉にあてられた。⁵³⁾ さらに、法人所得総額については、約55万~60万ポンドのうち、会館その他の建築物への割当金・債務の返済金等の諸経費に12万5千ポンド、税金・人件費・修繕費等のカンパニー自体の維持費に17万5千ポンド、祝祭費に10万ポンドがあてられ、残額の約15万ポンドが福祉にあてられた。この福祉目的の費用のうち、三分の一に相当する5万ポンドが教育助成費であった。⁵⁴⁾

信託所得のうち教育助成にあてられた約7万5千ポンドは、主としてオックスブリッジ、さらにカンパニーによって管理された教育機関への助成金であった。各カンパニーは、概してオックスブリッジに対して、奨学金および学校行事開催に際しての助成を行った。⁵⁵⁾ また、カンパニーによっては教育機関を運営するものがあり、教育機関に対して莫大な費用を投じるカンパニーがあった。この種の教育機関として代表的なものには、絹物商カンパニーが管理した1519年創設のセント・ポールズ校 (St. Paul's School)、商人仕立屋カンパニー (Merchant Taylors' Company) が管理した1562年創設のマーチャント・テイラーズ校 (Merchant Taylors' School)、毛皮屋カンパニーが管理した1553年創設のタンブリッジ校 (Tunbridge School) といった教育機関があった。それ以

50) Bedfordshire, Buckinghamshire, Berkshire, Derbyshire, Durham, Essex, Gloucestershire, Herefordshire, Hertfordshire, Kent, Lancashire, Lincolnshire, Middlesex, Monmouth, Norfolk, Northumberland, Northamptonshire, Oxfordshire, Staffordshire, Shropshire, Surrey, Wiltshire, Yorkshire, Sussex.

51) Londonderry の地において、12大カンパニーを中心に不動産を保有していたと言う。

52) *Commission Report*, Vol. I, 1884, C. 4073, p. 30.

53) *Ibid.*, p. 31.

54) *Ibid.*, p. 36.

55) *Ibid.*, p. 33.

外にも、ミドルクラス子弟対象の教育機関が多数、カンパニーによって運営され、イングランド全土でカンパニーが運営する学校に通う子弟は、1万2千名を超えたと言う⁵⁶⁾一方、法人所得の5万ポンドは、信託所得と同様、オックスブリッジの奨学金および学校行事開催に際しての助成、カンパニーが管轄する教育機関の運営費にあてられた。ただし、信託所得の支出と異なる点は、法人所得の一部が技術教育振興にあてられたことであった⁵⁷⁾たとえば、毛織物仕上げ工カンパニーは、毛織物製造にまつわる技術教育を実施するヨークシャー科学カレッジ (Yorkshire College of Science) を1874年にリーズに創設した。このような毛織物仕上げ工カンパニーの技術教育振興活動が、既に述べたondon・シティ・ギルド協会創設の大きなインセンティブとなっていることは言うまでもない。

四 リヴァリ・カンパニーをめぐる利害対立の様相

ここでは、第一に、既に明らかにしたカンパニーの実態に基づいて、「シティのリヴァリ・カンパニーに関する王立委員会」がどのような結論をカンパニーに下したのかを検討する。これを前提にして、第二に、カンパニーが存続をかけて、いかなる主張を展開したのかについて論究しよう。

(1) 王立委員会の結論

王立委員会は、リヴァリ・カンパニーの処遇を最終的にはどのように判断したのであろうか。その結論は概して次の二点に大別される。第一には、政府がリヴァリ・カンパニーの資産運用に関して、介入する権利を持つ必要があるということ、第二に、カンパニーの公益事業 (public utility) に対する金銭的貢献を「広く容認された公益事業目的」 ('objects of acknowledged public utility') として、より明確に規定して促進させることであった。この二点について、以下

56) *Ibid.*

57) *Ibid.*, p. 38.

では検討していきたい。

最初の点に関して、王立委員会は第一にカンパニーの資産処分権に関し、カンパニーの独断による意思決定を阻止すること、第二に法人所得の有効利用を維持させること、第三に信託所得が有効利用される見込みがあるときのみ、信託所得として認定されるべきことといった三つの必要条件を提示した。そして、この三つの条件を将来的に維持させる目的で、政府はカンパニーの資産運用に介入するべきであることが主張された。具体的には、第一に、議会制定法(Act of Parliament)にしたがって、カンパニーの資産処分権は一定の制約を持たせる必要があること、第二に、カンパニーの年間支出額の算定は公的機関に委託すべきこと、また、公的な査定を定期的に受けるべきことが提案された。⁵⁸⁾

次に後者の点に関して、具体的には、カンパニーにおける法人所得の公益事業に対する適正な割当、信託所得の適用状況の改善、カンパニー組織の再編を、強化あるいは促進させる委員会の設置が必要であると提案された。カンパニー組織の再編については、現状のカンパニーの構成員数が公益事業目的の組織としては多すぎること、資産を運用する効率的な行政体を構築する必要があること、徒弟制度や相続制度といった入会制度が時代錯誤であるといったことを根拠に主張された。さらに、王立委員会は「広く容認された公益事業目的」という概念を明確に定義した。それは、以下の三点とされた。第一に教育的・科学的目的、すなわち初等教育、中等教育、古典教育、技術教育、科学的研究の振興。第二に、公共目的、すなわち病院、美術館、博物館、図書館、大衆浴場、公園等の振興。第三に、カンパニーが代表する職種に従事する労働者の住宅状況の改善、その共済に対する助成であった。特に、彼らはロンドンの地方行政に関わる団体であったため、ロンドンの公益を中心に資するべきことが提言された。⁵⁹⁾

58) *Ibid.*, pp. 42-43.

59) *Ibid.*, pp. 43-44.

(2) リヴァリ・カンパニー側の主張

「シティのリヴァリ・カンパニーに関する王立委員会」をめぐる問題点として興味深いのは、上記の提言に対し明確に反対意見を提出した者が、王立委員会の構成員の中に存在したことである。その人物とは、ウイリアム・コットンであった。コットンがどのような考え方を持った人物であったかは、彼の経歴から、ある程度推察することができる。既に見た表1から明らかなように、コットンは保守党議員で、ロンドン市長や市参事会員、州長官在任を通じて長らくロンドンの地方行政に携わった。そして一方で、鞍師および小間物商カンパニーの会長も務めたことがあった。彼が保守的で、カンパニーの権益を擁護する立場にあったと判断しても相違ないであろう。

コットンは王立委員会が報告書を提出するのとほぼ同時期に、「抗議文」と題して反対意見を表明する独自の報告書を提出した。その報告書で彼は以下のように述べている⁶⁰⁾。「シティのリヴァリ・カンパニーの諸問題を調査するため、陛下によって任命された委員の報告書には同意しかねる。以下の根拠にしたがって反対意見を提出することを、僭越ながら陛下にお許しいただきたい…（中略）…謹んで陛下に申し上げたいことは、リヴァリ・カンパニーが（中央政府と市民の）中間に位置する制度であるということである。それらを破壊すれば、シティ、ロンドンの中産階級に、さらには階級全体に深刻な影響を及ぼしかねない。そのことは中央集権化への第一歩となろうが、もしそんなことをすれば、終局的にはこの国の国民が二つの階級に分断されてしまうだろう。最高位か最低位か、あるいは貴族か奴隸かである。市民の協力から生まれる同盟関係が阻止されれば、ポーランドかロシアの二の舞になってしまふ状況である。」この発言から推測されることは、コットンが王立委員会の提言にしたがえば、カンパニーは崩壊してしまうと考えていること、さらに、リヴァリ・カンパニーを中産階級によって構成された意思決定機関とみなしており、中央政

60) ‘Protest by Mr. Alderman Cotton to the Queen’s Most Excellent Majesty’, *Commission Report*, Vol. I, 1884, C. 4073.

府と市民の間の利害を調整する制度として重視していることである。続いて、コットンは「リヴァリ・カンパニーは、年間で受け取ったすべての金銭にかけられた所得税を含んで…（中略）…納税している。いくつかの派閥によって奇妙にも反対されているが、（カンパニーの制度として確立している）年金・賜金・救貧手当は、（一般的な制度として）教区によって行われている救済の適用から（一定の）受給者を回避させる役割を果たしているため、地方税からの出費を減ずる効果を生み出している。…（中略）…リヴァリ・カンパニーの資金から支給さるべきものとして委員会に提示されたすべての事柄、すなわち、教育（普通教育・技術教育）、病院、公園…（中略）…端的に言えば、慈善的・哲学的・科学的団体が提言しうるすべての事柄については、時としてリヴァリ・カンパニーによって、豊富に支援されている。…（中略）…リヴァリ・カンパニーが手中にしている金銭はなく、収支のすべては『広く容認された公共事業』として美德にあてられている」と述べ、リヴァリ・カンパニーがきちんと制度上の義務を果たしている上、慈善活動団体として十分過ぎるほどの活動を行っていると、その存立意義を正当化している。以上からコットンは結論として、カンパニーを再編成して既存の秩序を覆すことは不当であり、カンパニーの資産運用に介入するいかなる公的組織の任命も所有権の侵害に相当するため、なされるべきではないとしたのであった。

以上のコットンの主張は、カンパニーがいかなる根拠で王立委員会の提言をはねのけて、存続の道を死守したかを示唆している。当時、ロンドンのリヴァリ・カンパニーは、革新的な考え方を持つ人々によって、地価の高いロンドンの中心地、そしてそれ以外にも広大な土地を所有し、さらに贅沢な会館では時代錯誤と言うべき祝祭事業を行っている得体の知れない集団という理由で、激しく非難されていた。にもかかわらず、彼らが存立意義を主張できたのは、まさに彼らが教育・医療をはじめとする「広く容認された公共事業」に莫大な投資を行っていた（あるいは、行う準備があった）からであった。カンパニーが1880年代、その存立意義を問われはじめた時代に、ロンドン・シティ・ギル

ド協会が発足したことに象徴されるように、カンパニーによる技術教育投資も加速度的に進行した。彼らの存在価値を福祉、特に教育事業への金銭的貢献に帰する動きは、イギリス国内の別の行政機関によってカンパニーの存立意義が審議された機会にも現れた。例えば、以下で述べるように、ロンドン学務委員会（London School Board）の総会でカンパニー規制の法制化の是非が問われた際にも、保守的な政治家はカンパニーの存立意義を教育投資に対する貢献に求めていた。

そもそも学務委員会（School Board）とは、1870年の初等教育法（Elementary Education Act）の制定とともに、主に初等教育の普及を目的として学校不足と認められた行政区に設置された機関であったが、ロンドン学務委員会が1895年の2月にカンパニー規制の立法化の是非に関して審議を行ったとき、規制賛成派とカンパニー擁護派で意見が真二つに分かれた。大まかに言えば、カンパニー規制賛成派は、カンパニーの莫大な所得が無意味な祝祭事業に多くあてられ、「広く容認された公共事業」への金銭的貢献が十分になされているとは言えない、とした。これに対して、擁護派は、カンパニーが支援している教育機関を例示しながら、「広く容認された公共事業」に対してカンパニーは豊富な支援を行っていると主張した。ここでもカンパニーの存在価値を示す根拠とされたのは、教育、とりわけ技術教育に対する金銭的貢献であった。例えば、以上の事実を伝える当時のタイムズ紙では、金細工師カンパニー（Goldsmiths' Company）が自らの出資によって技術教育機関を設立した事実や、船大工カンパニー（Shipwrights' Company）による海運業利害（shipping interest）を対象にした教育訓練への金銭的貢献、毛皮屋カンパニー（Skinner's Company）や鞍師カンパニー（Saddlers' Company）、毛織物仕上げ工カンパニーによる、ロンドンのポリテクニック（Polytechnic）に対する出資の事実が示された。⁶¹⁾ ここからも読み取れる事実は、カンパニーにとって教育投資とは、

61) *Times*, Friday, February 22nd, 1895.

特権を保持するために行わざるを得ないことだったということである。これは別言すれば、19世紀末のロンドンでは紆余曲折を経てもカンパニー側の言い分が容認されてしまうほどに、多くの政治家が教育制度改革の資金に関してカンパニーの莫大な資産をあてにしていたということではないのだろうか。

五 小 括

本稿が対象とした19世紀末という時代とリヴァリ・カンパニーという団体について、それらがイギリス技術教育史上でいかなる意味を持つものであったのか、これを総括することでもむすびとしたい。19世紀末という時代はイギリス技術教育史上、二度目の大きな転換期であった。

一度目の転換期は1851年のロンドン万国博覧会以降に到来した。その画期を作った事件とは、万博の翌々年であった1853年に、工芸協会 (Society of Arts, 1754年設立) のプレイフェア (L. Playfair), コール (H. Cole) らが中心となって、科学・技術教育に関する行政機構の設置が構想され、商務省 (Board of Trade) の下部組織として科学工芸局 (Department of Science and Art) が新設されたことである。一度目の転換期の歴史的意義は、科学・技術教育を制度化することの重要性が徐々に注目されはじめたという点にあった。

一方、二度目の転換期のきっかけを作った出来事とは、まさに1873年以降の「大不況 (Great Depression)」期の到来である。この時期に至ってイギリスの世論では、イギリスの相対的経済衰退の原因が議論されるようになり、内政における問題点として技術教育制度の欠陥が主張されるようになった。つまり、技術教育の制度化が内政問題を解決する上で急務であるということで、技術教育振興に関する動きが一気に加速化したのである。その画期を作った出来事が、1878年のロンドン・シティ・ギルド協会の設立だったのであり、この動きに続いて1881年における「技術教育に関する王立委員会 (Royal Commission on the Technical Instruction)」の設置、そしてその成果として1889年の技術教育法 (Technical Education Act)、および1890年の地方課税法 (Local

Taxation Act) の制定、さらに、1893年のロンドン・カウンティ・カウンシル内における技術教育委員会（Technical Education Board）の設置であった。二度目の転換期の歴史的意義は、言うまでもなく、科学・技術教育の制度化、さらには集権化が一層進行したことにある。これら一連の動きは、技術教育委員会の委員長がシドニー・ウェップ（Sidney Webb）であったことからも容易に想像がつくように、社会改良主義者、または科学的知識を有した識者を中心とした場合が多かった。だが、本稿での検討を通じて明らかとなつた事実は、二度目の大きな転換期を牽引したとも言うべきロンドン・シティ・ギルド協会が、実はリヴァリ・カンパニーという伝統・歴史・特権に固執した、きわめて保守的な勢力に基づいた団体であったということである。しかも、皮肉なことに、保守派の牙城たるカンパニーが技術教育振興活動を大義名分として存続しえたということであった。すなわち、通説とは異なる解釈として、二度目の転換期におけるイギリスの技術教育振興が、きわめて保守的な勢力と革新的な勢力との協調の成果であったという新しい解釈が成り立つのではないだろうか。

カンパニーは根強く特権の保持に固執してきたし、カンパニーによって構成されたシティ・コーポレーションは長らく地方自治における集権化を阻害してきた。そういう保守的な勢力と、ロンドン・カウンティ・カウンシルをはじめとした技術教育のみならず地方行政の集権化を進める勢力とは、どのように妥協しつつ改革を進めていったのであろうか。この点を含む議論に関しては別稿を用意しているので、そちらで述べることとしたい。